

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン木曽福島店

木曽郡木曽町福島5398-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 木曽福島サティ

(変更後) イオン木曽福島店

4 変更した年月日

平成23年3月1日

5 届出年月日

平成23年6月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成23年6月27日から平成23年10月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久ショッピングセンター

佐久市岩村田字水引1420-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社		午後11時		午後11時
有限会社花よし				
株式会社ピーターパンコモコ				
株式会社キタムラ				
磯田園製茶株式会社				
有限会社和泉屋菓子店				
ユニット株式会社				
株式会社ファイブフォックス				
株式会社ニューヨーカー				
株式会社クリエイティブヨーコ				
クレアーズ日本株式会社				
株式会社パレモ				
株式会社モリタ				
株式会社ワールド				
株式会社ジェイティーピートラベランド				
A s-me エステール株式会社				
株式会社イーグルドラッグストア				
株式会社タツミヤ				
株式会社モリエ				
株式会社ハニーズ				
株式会社キンギ				
株式会社ソーサス				
株式会社リティルネットワークス				
株式会社ブルーブラス				
島村楽器株式会社				
株式会社大創産業				

午前9時
(午間10日間)
午前8時

午後10時

午前9時
(午間10日間)
午前8時

午後10時

午後10時

株式会社未来屋書店
株式会社ライトオン
有限会社ジョリイ
株式会社マルタ
有限会社まつばや
中村漆器産業株式会社
株式会社大谷
株式会社さが美
株式会社板垣
株式会社ジー・フット

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間10日間) 午前7時30分～ 午後11時30分)	午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間) 午前7時30分～ 午後11時30分)

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後11時	午前5時～午後11時

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年6月27日から平成23年10月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄諏訪ショッピングセンター
諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオングループ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオングループ株式会社				
株式会社ジー・フット				
株式会社さが美	午前9時 (年間10日間 午前8時)		午前9時 (年間100日間 午前8時)	
株式会社ブルーグラス			午前0時	
株式会社笠原書店				
有限会社フレール				
有限会社白牡丹				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午前0時30分 (年間10日間 午前7時30分～ 午前0時30分)	午前8時30分～午前0時30分 (年間100日間 午前7時30分～ 午前0時30分)

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年6月27日から平成23年10月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南信ショッピングセンター

飯田市上郷飯沼1616 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

丸武鉄工株式会社

飯田市上郷別府176-1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時 (年間10日間 午前8時)	午後11時	午前9時 (年間100日間 午前8時)	午後11時
株式会社こやま				
丸正株式会社				
株式会社一真堂貴金属店				
株式会社一真堂メガネ店				
スナップス販売株式会社				
株式会社マツザワ				
株式会社システムジュウヨン				
株式会社ニューステップ				
株式会社グリーンハウスフーズ				
株式会社マルタ				
株式会社キャンドゥ				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間10日間) 午前7時30分～ 午後11時30分)	午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間) 午前7時30分～ 午後11時30分)

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年6月27日から平成23年10月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン

飯田市鼎一色456

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社		午後11時		午後11時
株式会社大谷				
株式会社ロン・都				
株式会社ビーンズ				
有限会社梅野屋呉服店				
株式会社花よし	午前9時 (年間31日間 午前8時)	午後9時	午前9時 (年間100日間 午前8時)	午後9時
株式会社一真堂貴金属店				
有限会社ドリームワークス				
有限会社一不二				
株式会社たちばな				
株式会社キャンドゥ				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午前0時 (年間31日間) 午前7時30分～午前0時)	午前8時30分～午前0時 (年間100日間) 午前7時30分～ 午前0時)

4 変更年月日

平成23年7月1日

5 届出年月日

平成23年6月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年6月27日から平成23年10月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成23年6月21日、千ヶ滝湯川用水土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成23年6月21日、長野県美篠土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成23年6月21日、長野県小渋川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成23年6月21日、大町市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

須坂市による井上地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年6月27日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年6月28日から7月26日まで

3 縦覧の場所

須坂市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月27日

長野県大町建設事務所長 有賀久

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成23年度県単トンネル防災設備等保守点検業務

- (2) 役務の特質

防災設備等保守点検

- (3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月15日まで

- (4) 履行場所

長野県大町建設事務所管内（一般国道148号北安曇郡小谷村外沢トンネルほか）

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県大町建設事務所総務課

電話 0261 (23) 6531

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年7月8日（金） 午前9時
イ 場所 長野県大町合同庁舎 302号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月4日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年6月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月28日 (日)	午前10時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター	50名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年6月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月3日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436 番地1 飯山市公民館	60名
8月17日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	小諸会場	小諸市甲1275番地2 小諸市文化センター	60名
8月24日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23 番1号 飯田勤労者福祉センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習の

ために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課